

# 彩の国「新しい生活様式」安心宣言 コロナウイルス感染防止対策取組事業所登録制度

戸田市商工会では、商工会員の皆さまを対象に、彩の国「新しい生活様式」安心宣言事業所ステッカーを発行します。

このステッカーは、自ら安心宣言に基づく適切な感染防止策を実施していることを宣言した事業者が、安心宣言に取り組み、コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでいる施設(店舗)であることを利用者にお知らせするため、事業所に貼付いただくものであり、この制度を進めるにあたっては、戸田市と連携していきます。



**彩の国「新しい生活様式」安心宣言は、**

コロナウイルスと共存しつつ、社会経済活動を行っていくため、企業・団体の皆さまに徹底した感染防止対策を実践していただくための取組です。

■ 申込受付 10月1日(木)より

■ 申 込 先 戸田市商工会

## 【ステッカー申請の流れ】

- ① 彩の国「新しい生活様式」安心宣言※に基づく新型コロナウイルス感染症対策を実施  
※商工会にてお受け取りいただくか、下記の埼玉県のホームページよりダウンロードして下さい  
[http://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/atarashi\\_seikatsuyoshiki.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/atarashi_seikatsuyoshiki.html)
- ② 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に宣言日・事業所名を記入し、施設(店舗)や自社ホームページへ掲示
- ③ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言事業所ステッカー交付申込書※を下記よりダウンロードしていただき、必要事項を入力(記入)の上 FAX・メール・郵送・窓口持参にて商工会へ提出  
※申込書はこちら→[エクセル版](#)・[PDF 版](#)
- ④ 窓口持参の場合はその場でステッカーを発行。FAX・メールや郵送の場合は、郵送等により後日お渡しします。
- ⑤ 施設入口・店頭など見やすい場所に貼付してください。

**お客様から見やすい場所にステッカーを貼っていただき、彩の国「新しい生活様式」安心宣言事業所であることを表示してください。**

- ◆ 「彩の国「新しい生活様式」安心宣言事業所ステッカー」利用事業者に対し、戸田市商工会又はその指示を受けた者が施設を訪問し、感染防止対策についてヒアリングをするなど直接確認をさせていただく場合があります。
- ◆ 申請内容が虚偽であった場合やその他戸田市商工会が不適切と判断した場合には発行したステッカーの利用を禁止する措置を講じます。

## 戸 田 市 商 工 会

戸田市上戸田1-21-23 TEL048-441-2617 FAX048-444-0935  
E-mail toda@syokokukai.jp